

金田地区市政懇談会

日 時：平成29年7月25日（火）午後1時30分
会 場：金田北地区公民館



懇談テーマⅠ 安全・安心な地域社会に関するご意見
空き家対策について

《ご回答》

「空家等対策の推進に関する特別措置法が制定され、空き家等の所有者に関する必要な情報を求めることが可能となり、空き家等所有者への助言・指導が以前より容易に出来るようになりました。また、空き家対策の一環として、「空き家情報バンク制度」を実施しており、空き家の利活用が図られております。

今年度から、倒壊の恐れがある危険度の高い空き家などに対して、専門家による詳細な調査を実施し、特定空き家として認定すると、助言・指導を行っても改善されない場合に、固定資産税の住宅用地特例の優遇措置が適用されなくなる勧告が行うなど、今までより一歩進んだ空き家対策を講じてまいります。

懇談テーマⅡ 安全・安心な地域社会に関するご意見

自主防災組織について、自治会単位ではなく小字単位での立上げが可能かどうか。
また、自主防災組織の立上げの流れ、防災倉庫の設置場所について、説明してもらいたい。

《ご回答》

「自らの安全を自ら守る」自助、「地域の方々と共に助けあい地域のことは地域で守る」共助が重要であるとの考えから、地域住民が連携して地域の被害を最小限に抑えられるような活動を行う自主防災組織を全自治会で結成できるよう取り組んでおります。

規模の大きな自治会におきましては、自治会内に自主防災組織を複数結成することにより、避難が必要な場合の情報伝達において、速やかな対応が取れることなどの利点も考え

られます。適正な規模による複数の自主防災組織の結成の検討も必要になりますが、複数となる場合においても各組織のトップには自治会長にお願いしたいと考えております。

組織設立の流れにつきましては、まず自主防災組織の規約、防災計画、緊急連絡網の案を作成し、役員会で了承を得る場合や、自治会の総会で決定している自治会が一般的です。

防災資機材を収納する防災倉庫につきましては、多くの自治会が自治公民館の敷地に設置しております。敷地に余裕がない場合は、ご相談ください。

懇談テーマⅢ 地球環境・廃棄物・エコ対策に関するご意見

小中学校の校庭に埋設された除染土壌について、今後どう対処するのか。現時点での考え方について伺いたい。

《ご回答》

環境省が策定した「除染関係ガイドライン」及び「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱」に基づき、実施しており、学校及び公園等につきましては、表土のはぎ取り、落ち葉の除去等を行い、除染を行った場所で現場保管をしております。

除染により発生した土壌につきましては、「放射性物質汚染対処特別措置法」により除染実施主体が除去土壌の処分を行うことに規定されておりますので、市が除去土壌を集約して埋設することになりますが、現状ではその場所の確保が非常に困難であることから、当分の間現場で保管せざるを得ないと考えております。

安全性を確認するため、引き続き埋設保管された除染土壌付近の空間線量測定を実施し、公表してまいります。

懇談会でいただいたご意見

○高齢者の免許返納に伴うメリット等について

《ご回答》 身体障害者手帳保持者、要介護認定など条件つきで受けられるサービスには、福祉タクシー事業、高齢者等外出支援事業があります。65歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者世帯には高齢者通院等タクシー事業があります。これらのサービスについては、保健福祉部の窓口でご案内いたします。

市営バスについては1年間の無料パスがありますが、現在期間を5年に延長の方向で検討しております。

○要望書を提出した共有地について

《ご回答》 その土地は法定外公共物で、国の所有だと思います。所有者を問わず、土

地の売買、区画形質の変更には必ず境界の確認が必要です。また土砂の搬入に際しては、所有者である国の許可、あるいは売り払い等が必要になってきます。現時点では境界の確定ができないため、先に進めないということをご理解ください。

○道路に張り出した樹木の伐採について

《ご回答》 市に相談いただければ、所有者へ書面でお願いをします。

○自治会における個人情報の取扱いについて

《ご回答》 自治会長ハンドブックにも記載しております。法律改正を受け、市の個人情報保護条例も全部改正の予定です。改正に合わせて周知してまいります。

○元気な方が受ける介護サービスについて

《ご回答》 介護保険が適用される介護サービスを受けるには、調査書と主治医意見書を元に介護認定審査会での判定が必要になります。元気な方が認定を受けることは、今の制度ではできませんが、ほほえみセンターの利用は可能です。

○ふるさと納税について

《ご回答》 納税額は、平成27年度は2億円、28年度は1億4千万円、今年度も昨年並みで推移しております。引き続き、一定規模の財源確保ができるよう返戻品について見直しを図ってまいります。

○不法投棄について

《ご回答》 市の廃棄物監視指導員、監視員がパトロールをしています。また、今年の4月に大田原警察署と協議し、不法投棄の情報をいただければ、地域の駐在に伝え日常パトロールのなかで注意して見てくれるとのことでした。